

第一回國會 農林委員會會議錄 第二十号

昭和二十二年九月十七日(水曜日)
午後一時三十二分開議

出席委員

委員長 野澤 勝君

委員 野澤 勝君 寺島隆太郎君
田中 健吉君 佐竹 新市君
大島 義晴君 成瀬喜五郎君
中野 三雄君 網野三千雄君
平工 喜市君 小野瀬忠兵衛君
水野 実郎君 志賀健次郎君
小林 運美君 圖司 安正君
關根 久藏君 中垣 國男君
寺本 齊君 八木 一郎君
中島 茂喜君 野原 正勝君
田口助太郎君 松野 順三君
益谷 秀次君 梁井 淳二君
森 幸太郎君 中村元治郎君
山口 武秀君

出席國務大臣

農林大臣 平野 力三君

出席府委員

農林事務次官 井上 良次君
農林事務官 山添 利作君

委員外の出席者

議員 馬場 秀次君
農林事務官 郷 勝三郎君
農林事務官 三宅 三郎君
專門調査員 片山 徳次君
專門調査員 岩隈 博君

議の整理等に關する法律案(内閣提出)(第三〇號)

○野澤委員長 會議を開きます。

會議に付する議案の審議にはいる前に、御了解を得ておきたいと思ひます。

昨十六日日本委員會において協議いたしました、利根川堤防決壊に關し、その流域及び農作物の被害状況實地調査のため、委員派遣につきましては、一應本委員會において決定し、議長に要請をしたのでありますが、右は各種委員とも關係のある問題も多々あるために、その調査の要請もありませんので、これを總合して調査をするの必要がある、かように議會運営委員會の方において意見がありまして、よつて實地調査に派遣されることにつきましては、明日の本會においてこれを決定したいという事になりましたので、さよう御了承願ひたいと思ひます。通告の順位に従ひまして留保しておきました寺本君。

○寺本委員 私の質問はあとにしてください。

○野澤委員長 それでは岩本委員。○岩本委員 二つばかりお尋ねをいたします。農林協同組合法によりまして、今まで農會のやつておりましたところ、實際の活動は農事實行組合、養蠶實行組合、そうした組合、團體において農業生産の眞の活動は運営されておりましたが、今回の農林協同組合法によりまして、その附屬としてそうした團體が解消せらるるのでありますが、この

協同組合法は一町村一單位の組合を目標とせらるるのであらうと思ひます。

もちろん十五人以上で設立できますから、多くの組合が一町村にできる場合もありますが、理想としてはそうなるうと存じます。そういう場合において、今の農事實行組合、養蠶實行組合等に代るべき意味合いの構想はどういうふうになつておるか、この點がまず一つ。

その次は、今問題になつておりまする、第九條の薪炭生産の業務關係者を農業とみなすという問題であります。農業とみなすという問題であります。薪炭の生産地、木材の生産地、こうした地帯は、大體において一年に八割あるいは九割というふうなものを、そうした方面に主力を注いでいるという地帯が相當多い場合において、私どもの考へておるところでは、森林法の活用によつて、現在全國に六千組合もある森林組合、これを活動に活用することにおいて、木材の生産、薪炭の増産をはかる、こういう意味から考へると、この第九條の三項というものに削除した方が適當であり、同時に國家のためにむしろ考へておられますが、この點に對する當局のお考えはどうか。この二點をお尋ね申し上げます。

○平野國務大臣 御指摘のように一町村一單位組合を理想とする、これは大體の構想であります。その場合において、從來の農事實行組合すなわち部落

單位の組合がなくなるのであるが、そういう業務を何によつてやるか、こういう御質問であります。これは必ずしも農事實行組合というものがなくなつても、一町村一單位組合の下に、そういうような部落的な一つの形態をなし、たのすから行動がとれる、かように思ふのであります。また考へようによりますならば、その部落々々に協同組合をつくるということも考へられますので、これはその村の事情を他によつて、相當現實に即して協同組合を運用していくことができる、かように考へておるのであります。また繰返して申しますならば、一町村一單位というところは全體理想であつて、必ずしも一町村一單位でなければならぬ、この規定いたしておるものではないのでありますから、これらの點はさういふことにとらわれず、各村の實情によつて自由にものを考へていきたい。かように思ふのであります。

それから第九條の問題についての御指摘は、薪炭というものを切り離した方がよいのではないかと、こういう御議論だあるうと思ふのであります。この點についてはつきり申し上げたいと思ふことは、なるほど薪炭、こういう物の面からの考へますならば、あなた御指摘のように相なるかと思ふのであります。しかしこの法律は農民という人間を中心として考へていくものであります。農業者として農業を一方にやり、なおかつ薪炭というものをやつておる者を農民とみなす。こういう

人間を中心として規定しておるところの法律でありますので、この農業者がやつておるところの薪炭というものは、やはりこれを農業とみなす。こういう人間を中心として考へてまいります上におきましては、この法律に薪炭を入れておるということは當然である。こういう意味において御了承願ひたいと思ひます。そこで申し上げたいと思ふことは、實際の運用の途上において、この農林協同組合が薪炭を扱うということから起る諸般の副作用と申しますか、このことから起る實際上の衝突などについては、この法律と別個な觀點から考へまして、木炭及び薪炭等がこれによつて弊害の起らないように善處していく。その善處の仕方についてはいろいろわれわれは考へておるのであります。このことの不便から、この法律の中から薪炭を削つてしまふということには、今日考へてはおらぬ。さう御承知願ひたい。

○岩本委員 一歩以上細をつつておるものを、あるいはその他の條件もありませんが、農民とみなす。みなすことは適當でありますか、主として薪炭の生産をやるというこの者については、森林法によるところの森林組合の方へ重點を置いて、これを指導育成していくということに運用される方がよろしい。こういう考へ方であつて、ただいま大臣の運用の面において考へるということは、さういふことにお考へがあることと私は想像いたしましたので、この質問を一旦閉じておきます。

本日の會議に付した事件

農林協同組合法案(内閣提出)(第二九號)

農林協同組合法の制定に伴う農林國

しかしこの農業協同組合の問題であります。村の實情に應じて適當にやられるからいいということであり、しかし、さういふことですと、一つの標準というものがつかめないのではありません。一體政府の方としては一町村一單位というものを理想とするというたの言葉だけなく、かなりの理想、極力それに導くということか、あるいはまた農事實行組合に連じたようなものができるからいいということであるか、その限界はほんとうの自然に任せておく指導なのであるかどうか。この點を再びお尋ねしておきます。

○平野國務大臣 これはあくまで農民の自主的な立場から、一町村一單位になるというのを望んでおるのであります。まして、われ／＼どうしても一町村一單位になくなくてはならぬという一つの規定をはめて指導をするということには、必ずしも適當ではない。かように考えておるのであります。従いまして實際問題といたしましては、町村にくつかの問題ができて、やつてみた結果が一町村一單位になるという場合も想像されるのであります。しかし私といたしましては、しば／＼申し上げますように、この協同組合法の大體の方針としては、一町村一單位において形成されることを望みます。こういう議論はしば／＼用いておる。こういうところに現在の状況があると御理解を願いたいと思ひます。

それから部落單位にあつた從來の農事實行組合がなくなつたからというて、一町村一單位組合をつくつて、從來の農事實行組合のやりましたことに不便を生じないように運用する方法は、他にあらうと、かように思つてお

るのであります。

○野澤委員長 中垣委員。

○中垣委員 ただいまの御質問と関連しておる問題であります。たとえばこの農業協同組合というものが一町村にいくつかできまして、今日の農業會が運営しておりますところの事業部面というやうな點の引續ぎにも困難を想像されます。そこで村そのものは農業協同組合の連合會というものをつくるのか、その點が明瞭でないようであります。もう一つは、農業協同組合連合會が事業をやることのできるかどうか。この點について御説明を願ひたいのであります。

○平野國務大臣 御指摘のやうにいくつかに分散した場合においては、利用事業をやることか、共同事業をやる場合に不便になるから、おのずから一町村一單位になるだらう、こゝ解釋するものであります。その點は言い現わし方が違ふのであつて、あなたのお考えと同じであります。それから事業の點について、この協同組合は法律に規定されておる通りの事業をすべて行うことができるのであります。

○中垣委員 ただいまの御答辭でよくわかりましたが、連合會というものは事業を営むことができるのであります。

○平野國務大臣 ちよつと申し上げましたが、部落々々に協同組合ができて村の組合が連合會になるという場合は、むしろこれはいけないということにはなりません。それから村と村の協同組合が連合して郡の連合會、縣の連合會、こゝういふこともとよりこれは當然あり得ることでありまして、その連合會が事業を行へるかどうかという

問題については、もとよりこれは行へるのであります。どういふ事業を行ふかということは、その連合會の性質によつて決定するのであつて、抽象的に事業はすべて行へる、こゝういふ法律の規定であります。

○中垣委員 それからこの農業協同組合法の第二章の事業というところでありますが、第六項第七項のいわゆる加工、貯蔵、もう一つ農村工業、その點についてお尋ねしてみたいと思ふのであります。農村工業ということとは、先般大臣の御答辭の中にもありましたやうに、農村における工業、こゝういふことであるというところは私も同感であります。しかしながら私がこれから説明いたします農村工業は、農産物を原料とする加工工業、さういふ狭い意味に申し上げたいのであります。この農村工業を實際やろうとした場合、既に存法に相當觸れる點があるやうであります。さういふ場合に政府としましてはこれを改廢する意思があるかどうか。もう一つは農村工業というものを實際やらんとする場合、これを保護する意思があるかどうかということが考へられるのであります。それからもう一つは、農村工業の意義であります。現在のところ食糧問題の解決に寄與するといふことが一つ、農産物を加工して輸出品を生産する。こゝういふことにならなければならぬと思ふのであります。それに對しまして農産物の種類等において、政府の方では、こゝういふものを農村工業化したいといふやうな御計畫があるかどうかということについてお尋ねしてみたいと思ひます。

○平野國務大臣 農村工業の範圍、考

え方についてはこの前申し上げましたので省略いたしますが、御指摘の點は農村工業を推進する上において、既存法と衝突した場合にどうするかというお問ひであります。今個々にどの既存法とこの農村工業とが衝突するかという明確なる材料を所有しておらぬのであります。お問ひの點を想像いたします。たとえば農村工業と言ふことを得ない。農民の經營しておらぬある工業があつて、その工業がその農村の原料品を扱つておる。こゝういふやうなものが將來協同組合の方へ順次移行していくやうになるのかどうかというお問ひではなからうかと想像するのであります。私の考えとしては、現在各地に、たとえばある澱粉工場なら澱粉工場といふものがあつて、農民が利用しておる。こゝういふ協同組合的な工場もあり、しからざる單なる個人企業に屬するところの澱粉工場もあるであります。しかしこれを一遍に協同組合に吸収するのだといふことでやることによりまして、現在當面せる澱粉事業なら澱粉事業といふものにただちに影響して、その業務がうまくいかぬといふやうな場合には、これは相當考へなければならぬと思ふのであります。しかし將來においては、順次この協同組合が農民の利益を擁護する建前から、農村におけるかやうな工業はほとんど農業協同組合の手において行われる。従つて農民の利益にすべてこれは吸収されるということになるのが、大體將來の農業形態として當然の歸結であらう。かやうに私は考へておるのであります。こゝういふ意味において、既存法とこのわれ／＼の考へとに一つ

の矛盾がある場合におきましては、むしろ既存法の改廢を行つてもあります。それから御指摘になりました加工すべき範圍の農作物、また指導すべき加工の状況というやうなものについては、今こゝで一々申し上げる用意がないのであります。これは順次われわれの方におきまして、かやうな計畫を進めていきたい。同時にこのことは、政府がこゝういふ問題をきめるばかりでなく、實際協同組合自身が、自治的にその地方その地方において御決定をなさつていくということが、組合の精神に副うものである。かやうに考えます。

○大島(義)委員 今の農林大臣の御答辭中に、たとえば澱粉工場のごときは、一概に協同組合に全部やることかよいが悪いことかといふことは考へなければならぬといふことであつたのであります。が、少くとも今の澱粉工場は農業會の經營に屬しているものであります。そこで農業會が解散するにあつて農林大臣が考へる、こゝういふ意味は、依然として農業會の所有を許されるのであります。その場合政府はこれを考へるのか、どういふのかその取扱ひに對してお伺ひしたいと思ひます。

○平野國務大臣 私が今申し上げましたのは、農民が協同組合的に經營してゐるところの工場、これは大體農業會がやつてゐるものと想像いたします。それから農民の資本ではない、ある個人の澱粉工場、こゝういふ二つの問題を想像いたしました。さういふ農民が主體となつてやつてゐるものは、協同組合ができればこれは當然協同組合に移行する。さうでないものは順次協同組合に吸収したいのであるが、協同組合をつくつたらこれを一遍にすぐ吸収する

ということについては、そのことによつてすぐ濃粉工場がうまくいかないと、場合においては、現在の食糧問題に當面影響するから、これらは相當時間的に考えなければならぬ。こう申したのであります。しかもこれをやる上には、既存の法律があつていかなうといふ場合は、順次既存の法律の改廢を行ふべきものである、こういう答辭をいたしたのであります。

○中村(元)委員 私には要點だけ一、二お尋ねしたいと思ひます。農業協同組合法案の制定の精神に對しましては、全面的に賛成するものでありまして、

現在日本の農村のおかれておる經濟的立場からこれを見ますと、一日も早く制定せられんことを希望するものであることはもちろんであります。しかしその法案の條項について二、三の意見はあるのであります。それは第六條におきまして、組合は、その行ふ事業によつてその組合員及び會員(以下組合員と總稱する)のために最大の奉仕をすることを目的とし、營利を目的としてその事業を行つてはならない。こういうふうに明らかに制限せられておるのでありますから、おそらく間違はないと思ひますが、今日の農業協同組合の實情を見て判然とするのであります。今日の農業協同組合の運行は、おそらく政府の方も御承知だと思ひのであります。農業協同組合ももちろんこういう精神でなされたものだと思ひは考へておるのであります。現在農業協同組合のやつております仕事は、今度定められようとする目的とは大分異なつておるといふことを参考までに申し上げたい。現在國家は生活物資においてあらゆる面から統制を強化せられておるのであります。

すが、農業協同組合という名において、しかもあらゆる物資を納入して、その購入せられたものを組合員に配給せられておることは當然であります。この配給せられておる價格の面において、決してマル公の範圍内において配給をなされておられない。組合員自體ももちろんやみ價格よりも安く買受けるものだと喜んでおつたところがある。それに反してその價格においては相當大きな開きがあり、中には使用にたえない、食するにたえないようなものまでも、組合という名において配給せられておつた大きな弊害があるのであります。かようなことの裏面をよく伺つてみますと、それほどの暴利を出しながら、ほとんどこれは現在赤字を出してあります。これはいかなるところに原因するかといふことを考へてみますと、やはり組合内におけるところのボスがほとんどこれを左右して、善なる組合員を一つの材料に用いて、かかることをあえてしておる現状からみまして、今度生れるところのこの組合法は、十分それを取締つてもならなければならぬと思ひます。しかるに本組合法の第十條の三において、組合員の事業又は生活に必要な物資の供給又は共同利用施設の設置、それから第六におきまして、組合員の生産する物資の運搬、加工、貯蓄又は販賣、といふこの二つの點を考へますと、法の精神を誤解して現農業協同組合のごとき行爲をたまたま生むおそれが多分にあるように思はれるのであります。かようなことになりましますと、中小工業者が非常に恐慌を來し、ます、窮地に陥れられるような結果となるおそれが多分にあるように私は考へるのであります。こ

れに對して政府の考へ方はいかうな御所見をおもちであるかといふことをお尋ねしたいのと、なお農業協同組合法では、第四條において第十三條第一項の規定により出資をさせる組合、出資組合には所得税及び法人税を課さない。地方公共團體は、組合に對して營業税を課することができない。かういふふうに定めてありますので、もちろんこれは奉仕を目的とし、營利を目的としない組合であります。ゆゑに、當然課税されないものであります。これがたまたま誤られて、今後中小の商工業者におきまして消費組合とかあるいは協同組合とかいふ名において、かような組合を組織いたしました場合、これらに向つて課税をなされるかどうかといふことであります。これらが農業協同組合法を同じく課税されないといふことに相なりますれば、現在の日本の經濟はいかにしてこれを保つていくか、全面的國家經濟の見地からなれば、課税の上にならざる支障ありと考へましたときに、相當考慮の餘地があるのではないかと考へるのであります。この點について大臣の所感をお伺ひしたい。

○平野國務大臣 從來の農業協同組合の最初の營業組合等の創立當時の目的を逸脱して、一種の會社、大きな連合會になりましますと、やや株式會社の重役にも相當するやうな程度に移行していつたといふことは、實際において農業協同組合のためによろしくないことであつたと考へておるのであります。今日の農業協同組合はこの點においてはつきり農業協同組合の營業を除去いたしまして、いわゆる營利を目的とするものではなく、こ

の組合の活動の基本を決定し、かつねらば、單に物を買ふとか安く賣るとかといふような流通面のことのみならず、しばしば申し上げるやうに、協同精神によつて農業生産力を増強することによつて組合の本然の目的を果すといふ點に非常な重點があります。で、ただいま御指摘のやうな點につきましては大體において御心配がない、かように考へるのであります。従つて第十條の組合の事業の中に、たとえば必要な物資の供給であるとか、あるいは輸送、こ

るものであります。大臣のごとき常識的に、また法規的に解釋をなさる人ばかりでありました場合には、これで十分徹底せられることと思ひのであります。が、地方へ出ますと、一つの組合といふものに與えられた權限は、ややともすると絕對のものなりといふ誤解があるのであります。また人間の常といひまして、今日ほど生活必需物資の不自由なときはないのであります。このときにおいて、自分の手許に潤澤にあります物資は、自然的に横流しが生れてくるといふことは、これはおそろく論をまたない人情であります。かような點が生れてくることを私は相當に恐れるのであります。必然的に生れてくるやうなものを對する、十分の間違ひのない方法をおそろく考へていなければならぬ。ただ一片の法文によつてのみそれを徹底すべきものであるとは私は考へられない。法文によつてすべてが完全無缺であるならば、おそろく今日の社會にいまわしい犯罪が生れてこないと思ひ。卑近な例であります。腹を抱えて今にも死せんとする目の前に、相當な物資が積まれておるならば、必然的にこれに手が出るといふことは人情であります。かようなことをあえてなしておいて、よつてなした犯罪が今日ほど

りまして、この點は相當政府としても考慮を必要とするのではないと思ひます。ただ私はよつて生ずる最悪の場合を恐れるのであります。決してこの法に拘泥するのではないのであります。しかし人間の常として、物を

もつた者は、いかに使用するかといふことの考へ方が生れてきて、自然そう

したことになるやういふことを私は申し上げるのではありません。その點に流れないやうに、十分なる御考慮を願いたいと思ひます。

もつ一つは今の第四條の點であります。が、なるほど營利を目的とする商工業の組合は、税を負擔することは當然の義務であります。この協同組合法と同じやうに、生活必需物資の協同組合とあるいは消費組合とかいふやうな名においてなされた場合において、これに向つて課税をすることが、現在のままであればそれでいいのであります。が、この協同組合法を一つの手本として、業者がかかる行為をなした場合は恐れるがゆゑにお尋ねするのであります。大臣の御説明は、當然商工業の組合とは趣を異にしてゐるのだから、間違ひがないという御説明であります。現在の商工業組合が今申し上げたやうに看板の塗り替へした場合には、その協同組合と同じ法を適用せられるとするならば、當然免税になるべきものであります。そうした場合を恐れて、その點についてお伺ひするのであります。

○平野國務大臣 第一點の御指摘は、政府が價格を統制いたしましたり、あるいは御承知の通り統制經濟、こゝに御指摘のやうな場合はしばしばあるものであります。そのことこの農業協同組合とは趣を異にするのであります。て、農業協同組合はあくまで最初申し上げておるやうな精神から協同組合を運営する。従つてさうな間違ひは起さないやうに十分できる。こゝいう考へで進むよりいたし方がないのであります。またさうするつもりであります。

それから御指摘の商工業組合も協同組合も、大體農業協同組合と同じやうにやれば税金をかけないか、こゝいう點であります。が、生活協同組合は、先刻申し上げた通り農業協同組合とまったく同じであります。商工業協同組合については營業税を課せないのであります。その他の税につきましてはこれは課するのであります。従つて農業協同組合と商工業協同組合は税の問題については同一ではない。かゝるに先刻申し上げたのであります。

○田口委員 今の大臣の御答辭に關連して、協同組合はもろん營利團體ではないので、營利行為はしないのであります。が、現在肥料配給公團によつて農業協同組合は全國的には六割以上が指定商として指定を受ける資格をもつておるかどうか、もしかりにやはり農業協同組合と同じやうに、肥料を配給する面においては指定商という資格があるとするならば、一般商人と協同組合との歩合、手数料については同じやうにするのか、それとも軽減するののか承りたいと思ひます。

的とする組合であると言つて何ら差支えないし、一般指定商人より以上の營利行為をやることになると思ひます。が、その點どうお考えになるか承りたいと思ひます。

○平野國務大臣 ごもつともなお問ひであります。が、その協同組合が指定されて肥料その他の配給の任に當るといふこと自體は、これはあくまで營利を目的とするのではないのであります。従ひましてその點は何ら先刻來の税金の問題については關係はない。かゝるに解釋いたします。その他の團體の點については、もとよりそのこと自體は協同組合と同じであります。それはその指定されておるやうなところの團體なり、商店なりが協同組合とは違ふのであります。その面についてば別個の協同組合の處置をとらなければならぬ、が、やうに御解釋を願ひたいと思ひます。

團とかいふ／＼の面でこゝういふことがあるのであります。そゝういふ點を認めると、やはり農業協同組合は營利行為に情するおそれが十分あります。で、私は普通商人と同じやうに取扱わない方が一番いいのである。もし農業者の全體の利益のためであるならば、それでやらなければならぬといふ必要があるならば、手数料は普通の商人より軽減する必要がある。いふやうにしなければならぬと考えますが、もし同じやうに手数料をとるならば、商人に任した方が、國家的にみて税金のプスタがあるだけ結構であると思ひます。でも、もう一遍大臣のお答えと私の聽いておるところと食違つておるやうであります。から、御説明を願ひたい。

○平野國務大臣 ごもつともなお問ひであります。が、協同組合の方を特に安くする、商人の方を高くするといふ方法をとることがよく悪いかといふことは相當検討を加へる餘地があります。そこでさういふことは、配給上において同じやうにやる方がいいといふ考へ方から申し上げておるのであります。が、さてそこでそれはあなた御質問のやうに、協同組合は營利を目的とすると同じことにはなるから、従つて税金を課すべきものである。課しないならば協同組合は除外するといふ議論になるのであります。これは法案の各所にあるのであります。が、その一例から申しますならば、第五十二條における規定によつて協同組合は剩餘金の配當をしてはならない。こゝういふ一條があつて、これを制限しておるのであります。従ひましてこの點は他の商人機構とは全然違ふのであります。かゝる點において協同組合は商人機構

とは違ふ。これは法案の各條を調べればこゝういふところがたくさんあるのがあります。こゝういふ點において、同じやうな手数料をとつても、この點は協同組合の性質は違ふ。こゝういふことで御了解を願ひたい。

○成瀬委員 この際大臣にお尋ね申し上げたいのは、協同組合の本質が、農民開放につながつておる。土地の面に對するところの農民開放と、また經濟活動の面における農民開放がすなわちこの農業協同組合に大いに期待するものである。かゝるに存するのであります。しかしこの法案は過日來檢討してみましても、いふ／＼の質疑應答を通じて考へてみる場合においても、この農業協同組合の現在の資本金に取扱われるかといふことは、これは地方民の間における重大な問題でありまして、さういふ以來の質疑應答における、いわゆる實行組が出資組合としての出資ができるかといふ御答辭でありました。が、先般來の政府委員、農政局長の答辭によつていふやうな實行組は非出資組合といひまして、現在の運営を農業協同組合のもとにやつていこう、さうして出資組合はこれは農村單位においてやつていくことを理想とする、さういふやうにありたい。かゝるやうな意見であります。そこに若干食違ひが存しておるやうに考えられる。従つてこの農業協同組合の現在の資本金は、いかにして一町村一單位に自由なる形において指導するかといふことは、これは十分政府においても、また法の立案者におきましても考へられなければ、そのままにいきまされたならば、農村において混亂が起るのではないかと考へるやうな懸念もあるのではないかと考へます。従つ

て今日におけるところの農地開放をめ
ぐりましても、依然として舊勢力と新
興勢力との勢力がどれほど農地開放、日
本の民主化といわゆる農村の民主化を阻
害しておるといふことは、大臣もよく
御承知であります。經濟面からすると
このこの農村解放、農村の民主化に
對しましては、熾烈なるところの相剋
磨擦がここにも生じてくるというふう
に考えられますので、これらに對する
ところの一應の打つべき手を一つお考
えにならなくちやならない。もちろん
過般における大臣の答辭によります
と、この法案が成立いたしましたなら
ば、別途に民主的な何かの機關を設け
まして、強力にその目的のために指導
するかのとき御意見でありましたけ
れども、しかし具體的にいふと細下げ
ての御答辭を煩わしたい。従つてこの
農業者の資産なるものを、いかにして
相剋磨擦を避けつつ、一つ農村民主化
のためにやつていくかといふことの御
意見を承りたい。

なお次には技術員の問題であります
が、これもやはり農業者の關係につ
ながつておりますが、もしさいせん
からの御答辭のごとく、村に四つ、五
つ、あるいは二つ以上の農協同組合
が成立したとすれば、一體この農
業技術員をそれらの個々別々の、二つ
なり三つなりに所屬せしめて、農村指
導に當らしむるか。または別途に技術
員というものを獨立せしめた機關によ
つてその村の技術指導に當らしむる
か。かような點においてもつと明確
なる御意見を承りたい。

次に役員の問題であります。いわ
ゆる清算人は設立委員と相違すること
ができるや否や。あるいはそれができな

いものであるか。これらはもつぱら疑
問とされております。もし清算人が設
立委員としての職を兼ねることができ
ないとか、あるいは清算期間中におき
まして農協同組合を設立するという
場合におきましては、新しい農協同
組合の役員として選舉されたい。今手
もとに配付されておるところの、役員
に對するところの案につきましても、
十二條の六におきまして「現に役員
の職にある者で二箇月以内に任期が到來
しない者の氏名を記載したもの」につ
いては無効だとされております。従つ
てかようなことにつきましても、今日
すでに農村が民主化されまして、そ
うして農業者の役員になつておる者が
相當数あるのであります。かよう
な人たちが清算人になり、そうして新
しいところの協同組合の役員になれな
いといふことになつたならば、人物難
にあえぐところの農村におきまして、
ほんとうの農村の民主化を阻害するの
ではなからうかといふやうな懸念もあ
るのであります。こゝにいう點も、も
う一つは古き殻を破りまして、まつた
く生れ變るところの農協同組合の指
導方針でなくちやならない。かような
考えから、殊に農民以外の指導をわれ
われは排撃してまいつたのでありま
す。今回におけるところの改正におき
まして、もう一つは意圖のもとに農
民の農協同組合が生れなくてはなら
ないにもかかわらず、準備委員が役員
として選舉されたもの、ここにこゝに
う規定があるのであります。理事の
四分の三は正規組合員、四分の一は
いわゆる農民にあらざるものが理事にな
る。この執行部におけるところの四分

の一の理事の力といふものはずいぶん

大きく、農村の民主化を阻害するもの
である。かように考へておるのであり
まして、これはもちろん本委員会にお
きまして、独自の立場から後日、ある
いは適當なときに質疑應答を打ち切り
したならば、この點に對するところの
本委員会における適切な、立法の精
神を活かしていきたい。かように考え
ますけれども、大臣としてのこれらに
對する御見解を承りたい。

以上三つの點とさらに附加して申し
上げます。この農協同組合は今日
農村の民主化といふやうな、今まで申
上げた點のみならず、巷間傳うると
ころの貿易再開、いろ／＼の關係から
いたしまして、農業恐慌に備へる。あ
るいは國內的に農業恐慌に突入した
ておる。従つて新しい農村形成のため
に、農協同組合に對して期待するこ
ころたるやきわめて大きいのでありま
して、これは農村自身においてもその
通りである。また司令部においてもそ
の通りである。農村の民主化が成るが
成らぬかは、一にかかつて農協同組
合の設立いかんにあるといふことは、
大臣よく御承知のことと思ひます。

かような點を豫想し、そうして新しい
農村民主化のために、これらの法案の
中にこれらの點まで合せて立案される
氣持があるかないか、これを參考に承
りたい。

○平野國務大臣 農業者の資産の引續
ぎについて、相當混亂が起るのではな
いかといふ御指摘の點については、御
同様非常に心配をいたしておるのであ
ります。しかしこの點についてはし
ばしば申し上げましたように、農業者
自體の資産を處分するには行政官廳の
許可を要するといふことになつており

ますので、現在すでにこの資産の處分
問題については、われ／＼はでき得る
だけの手配をいたしておりますので、
この點はある點までは御安心をお願い
いたしたいと思つております。なおこ
の資産をどう處分するといふ問題につ
きましては、單に行政官廳の許可を得
るといふこと以外に、委員會を設けま
して、その委員會に諮つてやるという
やうな準備もいたしておりますので、
併せてこの際申し上げておきたいと思
ひます。それから新しい協同組合がで
きますならば、その協同組合員自體
が、おの／＼古い農業者においてもつ
ております資産といふものは、明確に
規定されるのでありますから、その大
部分を新しい協同組合へ移轉する、引
續くといふことは、これまたきわめて
簡単にできると思ふのであります。こ
の點は成瀬君の御心配のごとき點はな
からうと思つております。

次に技術員が、村に協同組合が三つ
も四つもできたときに、その歸屬が非常
に困るのではないかと御指摘であ
ります。私は大體村にたくさん協同組
合ができるというところは、やや例外的な
事項ではなからうか。大體はそんなに村
にたくさんできるものではないのであ
つて、村にたくさんできる場合には、そ
の村の特殊の事情でできますので、そ
の點においては、村の技術員がその村
の協同組合に對して歸屬に迷うといふ
やうな場面は、例外的な事項であるとい
うことで大體は樂觀しております。

それから第三の御質問は役員の問題
であります。古い農業者の役員が新
しい協同組合の役員になることがよい
か悪い。こゝに問題については、
抽象的には新しい協同組合は新しい職員

をもつてやりたいというのが大體の理
想であります。従つてこの法律の中に
は、舊農業者の者がなつてはいけな
いとかどうとかいふことを規定すること
は、やはりこの法律の自由の原則に反
すると思つて、さういふことは明記
する必要はなからう。ただ問題とい
ましては、しば／＼申し上げるので
あります。農業者の幹部で、たとえ
ば地主であつたといふ人が、土地を所
有するといふ優越的地位によつてある
地位をもつておつた。この人はむろん
土地開放といふことから脱落するであ
らうが、土地はなくても一個の農民とし
て、あくまで村の指導者としての權威
と智識をもつといふ場合には、舊農
會の人であつても、新しい協同組合の
役員になることは自然であつて、こ
ういふ點は協同組合の自然の發達に任
ずることが本法案の精神に副するのだ。か
うに私どもは弾力性をもつて考へてお
るのであります。もとより今度の協同
組合は、農業者の燒直しであるといふ
意味から、古い農業者の役員が今から
準備行動をやつておることは、おもし
ろからざる現象であるといふことであ
ります。これについては輿論の相當
の制約があると思ひますので、この點
も相當私は樂觀しておりますので、こ
す。それから準備組合員が四分の一もあ
つて、この協同組合の精神が没却され
るのではないかと御指摘は、私は組合
員が四分の三を占めておつて、その四
分の三が投票の權利をもつておるか
ら、その點については毛頭心配はな
い、かように考へておるのでありま
す。

最後に農業恐慌と農協同組合の點
であります。これは私は將來豫想さ

るべき農業恐慌に對しては、あくまで今回われ／＼が意圖いたしておりますところの農業協同組合の精神によつて、新たなる角度から農業生産性というものを向上し、じかして新しい農業形態というものを多角形的に、有畜化的に行うことによつて、農業恐慌を乗り切るということになりますので、これはしば／＼私が申し上げておりますように、この農業協同組合は、この點において土地改革とともに車の兩輪のごとく、日本農業の前途においてはきわめて重大なる意義をもつものである。しかしわれ／＼はあらゆる農業政策に優先いたしまして、この土地改革と農業協同組合については、眞に全力をあげてこれが徹底を農村にはかるということは、しば／＼言明いたす通りであります。

○成瀬委員 大臣は資産管理につきま
して、技術員の關係につきまして、き
わめて樂觀的な御意見でありました
が、しかし過去におけるところの農會
と産業組合とが統合になりましたあの
際におきまして、強制的な方法をもつ
て、従來村によつて二つあるいは三つ
あつたものを一つの農會にまとめる
ためには、相當の紛糾もありました
が、かろうじてそれができて今日に至
つておるのでありますが、かような點
が、地域的に考へてまた逆もどりをす
るということが豫想されます。またも
う一つは、舊勢力と新興勢力の立場か
らいたしまして、われ／＼は三つなり
四つなりそうたくさんな協同組合がで
きようということは豫想しておりませ
んけれども、しかしながら従來村にお
きまして一つとしての農會の活動があ
つたが、今回におきましては、これ

は少くとも二つはできるものである。かようなふうにも考えられるのでありますが、そういう場合において、帳簿價格によるこれらの農業會の現資産を、いかにしてこれを分配なさしめるか、施設が一箇所に纏まつて、そしてまつたく思想も異なる、いわゆる舊勢力、新興勢力の二つの面において相争う間におきましては、いかにしてこれが調停の勞をとるか。これは委員會においてなすというような御意見でありましたが、その委員會はどういうような構成によつてなされるかというような點もお尋ね申し上げたい。また今役員の點につきましては、これは見解の相違でありまして、四分の一といえどもこれは非常な強い力をもつといふふうに私も考えておりますが、あえてそれ以上質問いたしません。ただ農業會の清算人が、これが清算中において新しいところの協同組合の役員に選挙されることは差支えないか、という點については、末端におけるところの、縣のこれらの關係者もいまだにその點が明確にいたしておりません。さういふ今日これを明確にいたしまして、そしてこれらの疑惑をもつ點を一般的の縣に知らしめたい。かようにも考へておりますので、この點につきましてさらに御答辯を願いたい。

○平野國務大臣 率直に申し上げますならば、この資産の引續ぎは、私は樂觀的に申したのでありますが、もとよりいろいろな複雑なことがあるということとは想像いたしております。しかしこれは見ようによりますならば、農村におきますところの大きな革命といえますが、無血的に行われおるところのこの變革であるのであつて、かような變革

の途上においては、ある程度の副作用が起るということは覺悟しなければなりません。ただわれ／＼は、從來農業會のもつておりました資産等が、農業方面以外のことに流れるというようなことは、日本の農業の再編成の上において遺憾なことでありますから、かりにトラクク一臺といふども、これはやはり次の農業生産に利用せられるように善慮したい。この點において行政官應は、特に農業會の資産處分については嚴重なる態度をとつている、かように申し上げてゐるのでございます。

なお先刻申し上げました委員會の構成については、目下これは立案中であります。どういう形の委員會にいたすことが最も適當であるかということについては、目下その検討中でありますので、近く本委員會の終了ごろに申し上げます。この委員會をつくるということだけにについては今日言明いたしておきたいと思ひます。

それから再度御質問でありますが、清算委員と設立委員、別の言葉で申しますと、舊農業會の役員が新しい協同組合の役員たることができるかどうか、これが地方において疑問であるので、この際明確にしておきたい。こういうお問ひであります、これは原則としては、古い農業會の役員たちがそのまま新しい協同組合の役員たることは欲しない。またさうにならないだらう、かように考える。しかしながら古い農業會の役員であるから、新しい協同組合の役員たることを得ない。こういうことを法律で規定することは出来ない。こゝは農村の實情に即して相當に彈力性をもつことの方が、協同組合の精神に副うものであ

る。もつと具體的に申しますならば、新しいところの協同組合は、土地改革が行われたその基礎の上に立つところの新しい建築物でありますから、その土地改革の行われた上に起るところの指導者というものは、おのずからこれは勤勞耕作農民であるということは斷言し得るのでありますから、この點において協同組合の主たる役員は、あくまでも農民的な役員、從來の非農民的な役員というものは、法律の制定をまたずしてこれが相當に清算せられるところ、に、協同組合の妙味と希望があるということを一言申し上げておきます。

○佐竹(新委員) だいたい成瀬委員から農林大臣に質問されて、多少重複する點があるかと思いますが、私の見解と異にしておりますので、もう一度重ねて質問申し上げます。第一番目にお尋ねしたい點は、この組合法の實施にあたりまして、舊農業會は解散されることになるのであります。が、この解散される精神はどういうことで解散されるのであるか、何ゆえに解散されるのであるか。私の見解によりますならば、少くとも過去において農村の専制支配の手先として、軍閥官僚の手足となつて働いたのは農業會である。その一つの現われといたしましては、昨年實施されました農地改革によりまして、今日農地委員が選ばれてはおりますけれども、實際にあらゆる手段を盡してこの農地改革の妨害をしておりますのは、主として農業會の役員のものであります。これははつきりしております。おそらく長い間農界運動の指導者として實踐的に働かれた大臣は、この點について——大臣にな

られてからはどうかしりませんが、少くとも農民運動をせられた當時においては、この感を深く認識されているに違いないと私は考えるのであります。従つてこの農業協同組合法が實施されますなれば、農業會は解散される。解散されるその精神というものから考えてみますと、どうしても農業會の役員であつた者が再びこの農業協同組合の役員になれるということは、さつきも成瀬委員の質問に對しまして、おそらく農民はそうしないであらう、かういうような御答辯のように考えておりますが、農村の封建的な、いわゆる泣く子と地頭には勝たれぬ、長いものには捲かれよという、理論を超越しまして、實際問題としてはこの點が一番重大な點ではないかと思ひます。われわれが長い間農民運動をやりまして、農村の實際指導をいたしまして、農民運動の組織の擴大に對して一番妨害をしてゐる者は、農業會の幹部、これはもう農民運動を實際に村にはいつて指導してゐる者は、たれでもわかつてゐる點であらうと思ひます。従つて全國農民組合の諸君にいたしまして、またわれ／＼日本農民組合の者にいたしまして、農業會の幹部が再びこの農業協同組合の中にはいつてくることは、これはもう相當に反對をしてゐると思ふのであります。過日私の縣におきまして、擴大執行委員會を開きまして、集まる執行委員三百有餘名の者が決議をいたしました。ここにその決議文があります。簡單でありますから朗讀してみます。

決議文

再建平和日本の農業發展のため農村民主化をはかるとともに獨占資本、

決議文

再建平和日本の農業發展のため農村民主化をはかるとともに獨占資本、

官僚、商工業者、配給業者等の非農民の支配を排除してここに働く農民の創意に基く自主的農業協同組合が組織されなければならないとき今議會に上程せらるべき農業協同組合法案の内容を検討するにまことに働く農民として双手をあげ賛同してゐるものであるが未だ戦争指導者封建勢力の強い今日現在の法案において民主日本建設に働く農民としての精神を疎隔する恐れが多分にあるので左記條文を法案中に必ず挿入されたい

右決議す

左記
一、日支事變當初より大東亞戦争終了の間町村農業會(縣農業會)並びに各種配給統制團體の役員並びに町村長の職にあつた者は農業協同組合(農業協同組合連合會)の理事監事になることはできない

以上

こういふ決議をしたのであります。御承知のように農地改正法によりまして、町村長は實際上は追放者でありまして、この農地改正法によりますなれば、農地委員というものになることはできないことになっておりますか、今日實際の農地委員におきまして、農地委員會を牛耳つておる者は追放された舊町村長の諸君であります。また配給關係にいたしてもそうであります。これらの者がほとんど牛耳つておる。村におきましてこの供出の調整委員にいたしまして、先般本議場におきまして大島委員が質問されましたように、まことに末端においては政府の方針がゆがめられておる。この法案の全體としましては、おそらくさういふこ

とはあるまい。この性格、精神から言いますと、さういふことはあるまいと、これは村の末端にないといつてみる。おそらく村を今日まで支配し、また今後においても支配し続けようとして、すでに農業協同組合法が實施されるといふので、今まではかつて農民組合に對して何ら協同的な申込をしなかつた。何のことにいたしまして、農民組合を潰滅するために一生懸命に協力したこれら農業會の役員というものが、今日におきましては、農業協同組合が實施されるならば、農民組合はこの中に強い勢力をもつてあらうことを察知いたしまして、農業協同組合推進協議會というものをもちつて働きかけておるといふことは何を意味するかという、これらがあくまで農民の支配勢力として、農村民主化の妨害をする。一口に言えば、農村民主化に、自分たちがあくまでもこの農村の指導的地位を捨てない。さういふことに考へがあるわけでありまして、従つてこの點から考へてみましますと、われわれはどうしても少くとも支那事變から大東亞戦争終了までの農業會の舊役員は、この新しい農業協同組合の役員となることはできないといふ條文を、はつきりとこの中に織りこんでこそ、農村の末端の農業會の役員がその氣持をなげてしまふのであります。これはおもしろい問題であります。私農村におきまして實際の農村の實情をよく知つておるのでありますが、もはや法律できまつたといふことになるならば、もうあの人たちはさじを投げて觀念してしまふのであります。ところが、法文

のうちに織りこんでおりませんで、法律の中では明文化されてないといふことになりまして、法を適用して、どこまでもそれらの勢力を盛らうとする。この方には、農民組織はまだ多々あるところの農民組織の強いところではそれに闘う力がありまして、うが、まだ弱い、終戦後においてできたところの農民組合は、まだそれだけの闘争の経験、あるいはいさゝかな経験をもちつておりません。どうしてもさういふ人々が中心になれば、さういふものをそれが多分にある。さういふ點からこの新しい農業協同組合に對しては、舊農業會の役員はこれの役員たることをできないといふことを、この法文の中に明確に入れるべきではないかと思ひますが、大臣はどうお考えになるか。この點をお尋ね申し上げたい。それから第二の點は、この農業會が解散されて、協同組合ができ上りますその間における供出の問題は、いづれが取扱うのであるか。さういふ點をお尋ねしてみたい。それから協同組合が組織された場合に、供出配給あるいは金融關係はいずれによつて取扱うのであるか。さういふ點も合わせて質問してみたいと思ひます。一番重點は今の最初に申し上げた點であります。大臣の自信のある御答辯をお願いしたい

○平野國務大臣 佐竹君のお述べになりました要點である、舊農業會の役員は新しい協同組合の役員となることを得ずといふ一條を法文の中に挿入すべしといふ御意見であります。が、抽象的な佐竹君の考え方としては私も同感であります。しかしそのことを法律に明記する必要があるかないかといふ點については、この際さういふ法律をここに修正する必要がある、かやうに考へておるものであります。と申しますのは、抽象的に農業會の役員、さういふことは非常に廣汎なるものでありまして、さういふこと法律に明記した場合に、かえつてどの人が農業會の、殊に戦時中、支那事變以來の戦時中といふことになり、非常に長いのであります。さういふ複雑なることを、しかも法律の中に明記するといふ場合から起る複雑性、そのためにかえつて次の協同組合を設立する上において何かの不便を生ずる、かやうに考へますので、この點は挿入する必要はない。かやうに考へております。考え方といひましては、先刻申しさういふ申し上げるうちに、新しい協同組合はあくまで耕作労働農民の自主的な立場から起ち上るところの協同組合でありますので、これは古い農業會の指導者はその中にはいらぬであらう。また農民はさういふ人々はいふことを自主的に排除するであらうといふように私は考へておるのであります。この際一言申し上げておきたいと思ふことは、具體的には、もし實際やつてみた上において、たとえば協同組合がほとんど各村において舊農業會の幹部によつてまつた占められる。さういふ事實があつた場合、これはその時考へらるべき問題だらうと思ふ。私はあなたが考へられておるようには考へておらぬ。おそらく各村における大體の協同組合の指導者はやはり大半は耕作労働農民が指導者になる。一遍にはもとより、殘存的な勢力があつても、それは順次土地改革の推進とともに、漸進的にその改革は行われていくのであつ

て、ここに日本のいわゆる無血革命、いわゆる漸進的なところの民主主義の發展があるのであつて、現段階においては、私はこの程度の範圍において農村の民主化が十分行われる。私の解釋する民主主義といふものは、やはり相當に納得と理解をしようとしてお互に村の了解といふことによつて進展することの方がよいのではないか、急激に法律をつくつて、舊農業會の役員は新協同組合役員たることを得ずといふやうなことによつてこれを推進するといふこと自體、日本の民主主義の段階としてむしろ行き過ぎではないか。これらの點は長年村において、いわゆる農民運動なり、あるいは協同組合精神をもつてきたところの指導者の今後の努力によつて、十分達成されると思ふのであります。佐竹君の考え方としては私は十分了承するのであります。この法案にさういふことを明記して修正するといふ意思は、現在もつておらぬのであります。繰返して申し上げます、やつた結果においてあなたのおつしやるうちに、あらゆる協同組合が全部舊農業會の役員であり場合等においては、これまたおのずからここにあらる程度の行政上の處置が考へられる問題であつて、現段階においては私は考へておらぬ。かやうに申し上げておきたいと思ひます。

第二の問題でありますところの供出問題であります。これは農業會が存続いたしております間は、農業會が一應従來の仕事は繼續いたします。解散をされるときに、供出問題は今回皆さんに御協議を願うところの農業生産調整令によりまして、大體町村が扱うといふやうなことに移行する。かやう

に考へておる次第であります。

○佐竹(新委員) 關連して。私の考へておる點と大臣の御答辯とはかなり懸隔があると思つてあります。

これは見解の相違でありますけれども、實際に言論界の追放であるとか、あるいはいさゝな政治團體の追放であるとかいふことよりも、農村におけるところの農業會の連中は、これは物と結びついておる。今日までの農業會が農村によつて、いわゆる農民の上に君臨しましてやりましたところの、もろもの經濟問題と結びついておる。そこに村の役員であつてもあるいは縣役員であつても、離れがたい考えをもつておるから、一生懸命に農業協同組合を農業會の看板に塗りかへそうとものがいておるわけでありまして。私が一番最初に質問いたしました農業協同組合法が實施されますときにあたりまして、農業會が解散されるというこの理由、農業協同組合はもとよりこの法案の中に盛り込まれてありますように、いわゆる農民の自主的な運営でなければならぬ。また農村はそうなくてはならない。こういうことはわかつておりますが、實際問題として農民の考へ方というものは非常に古いのであります。その古い考へ方はただ一片の理想で片付かないものがある。農村を民主化していくという考へがあるなれば、そういうような法律をまずこういふ過渡期としたしましては一種こしらえて、そしてこれを農村の協同組合の運営にもつていくということが一番いいのではないかと私は考へてあります。これは實際にそうでありまして、いろいろ縣下の各地の農民運動の指導者に尋ねてみますと、この點を一番問

題にしておる。この協同組合法はいろいろあります。いろいろありますから、これを實際に末端まで、農民が民主的に運営するには人の問題であります。農地改革がいろいろ言われておりますが、今度の土地の取上げの問題、あるいは不在地主の問題に對してあれだけ強力になつていても、なおかつ土地の取上げの問題なんかに對しましては、相當うるさい問題が末端において起つておる。これは何といひましても殘存的な農村におけるところの一つの封鎖勢力が、あくまでも自分の立場を保とう。こういう力が強いのであります。これは大臣の答辯は必要ありませんが、少くともほんとうに農村の民主化をやる。そして農民の經濟的な解放をやるというところになりますと、これらの舊勢力を拂拭しない限り、斷じて私は農村の理想的な協同組合にはならない。こういうふうに考へております。この點は大臣と私の見解の相違であります。ただ一點、大臣は、この農業會を解散して農業協同組合をつくらなければならない。こういう考へ方がどこにあるか。この點が私はこういう一切の問題につながつていきはしないかと思ひます。大臣の御答辯を伺ひます。

○平野國務大臣 農業會の解散をして協同組合をつくることについての理由は、これを列挙いたしますならばたくさんありますが、一番大きな眼目は、今度の協同組合によつて農民の自由を保障する。これが大きな眼目でありまして、從つて協同組合法の精神は何ぞやと言われれば、農民の自由である。こういうところには私は大きなねらいがあると思ひます。もとより具體的な問題

にはいれば、組合員の資格等がこの協同組合によつては眞に農業者である。従来の農業會においては非農民的なる勢力が強かつた。こういうような點において農業會を解散して協同組合をつくるということになる、しかしここにあなたにひとつ具體的に御理解をいただきたいと思ふことは、農業會の中における農民、今度協同組合に加入する農民、これは農民たる點においては變りはありません。従つてもつと具體的に言ふならば、農業會の役員と申しまして、その役員にも相當な段階があるものであります。たとえばもつと具體的に言へば、農民組合の幹部であつて、當然今後農業協同組合の村の指導者になるべき人が、農業會の役員——これは主たる役員ではないけれども、單にあなたのおつしやるような役員だけの規定ならば、相當に役員たる者があるということになるのであります。たとえば町村長は明らかに戦時中の翼賛會等においてパージされておる。これは明確になるのであります。單に漠然たる農業會の役員は協同組合の役員たることを得ずというように、法律をいまいにここに修正するということには、むしろ考へようによつてと自願自縛になる。かように考へて私は同意できないのであります。この點は一つ具體的によく頭においていただきたい。私は考へ方といたしまして、古い農業會の幹部を何ら擁護する意思をもつて答辯をしてゐるものではない。もとよりこれは生れかわりであり、革命でありますから、新しい耕作者が中心となつて、農民の眞に自主的な立場から指導者が變る。これを欲する。欲するけれども、あなたによ

うに舊農業會の役員たるものは農業協同組合の役員たることを得ずというよりなことを法律に明記する必要はない。これは日本の民主革命というもの、漸進的に、しかも農民の自主的な自由性によつて發展することが、現段階において正しいと考へるのであります。あなたの考へ方と私が對立したり、反對であるという趣意ではない。考へ方の大本においては私もまったく同感である。かように考へます。

○野澤委員長 佐竹委員に委員長から一言申し上げてみたいと思ひますが、佐竹委員の舊役員というものは戦時中の農業會の役員を指稱されることに私は了承しておりますが、さうな意味でございませうか。

○佐竹(新委員) その通りであります。

○野澤委員長 では大臣、さう了承願ひます。

○平野國務大臣 それは戦時中——支那事變から大東亞戰爭終了までということであつてわかつております。しかし私の言ひは、その戦時中の農業會の役員という言葉は、非常に廣範圍なものであつて、中には農民組合のものも農民組合のものも農業會の役員たるものが多いのであつて、これらを佐竹君の御所論の通り法案を修正されるならば、むしろ自願自縛になるのではないかと。ゆゑに修正の處置なし、こういうことが私の答辯であります。

○野澤委員長 本日の本法案に對する質問はこの程度にして、なお大島委員から綜合食糧政策に對する緊急質問、中垣委員から食糧増産に對する緊急質問、この二つの緊急質問が出ていま

す。これを許すことにいたします。大島君。

○大島(舊委員) 協同組合法に關連する事項も私終つたわけではないのであります。他の機會に譲ることにして御遠慮申し上げてゐるのであります。この點は了解を得たい。特にこの機會に明確にしておきたいと思ひますのでお尋ね申し上げます。種馬鈴薯の北海道から内地への移入が二百三十萬俵ありました。ところが本年はその數量が二百萬俵に減つてゐるのであります。さらに本洲内の標高七百メートル以上の地方の原種をつくるころの地帯は、馬鈴薯の發育盛りにあつた長い間の降雨がありまして、ほとんどベト病にかかつております。特に私の方の縣におきましては、その收穫が五割にも達しないというやうな状態であり、品質が非常に劣つてゐるやうな状態でありまして。こういうやうな種芋の不足の折に、一體この種芋の處理をどうするか。もつと率直に申し上げるならば、北海道からの移入をできるだけ確保して、來年度の種芋の問題を處理すべきであらうと考へております。かへつて昨年よりも三十萬俵少い。こういうやうな方々にはわれわれには納得しがたいものがあるものであります。これによつてある一部の人のお尋ね申し上げましたところが、種芋の不足は作付統制令によつて大小麥の割當等によつて補うから、その御懸念はないというやうなお答へを得たのであります。これは實にばか／＼しいチーブル上の立案と言わなければならぬのであります。馬鈴薯をつくらせて増産できるようにすることは、必ず珪藻土地帯であると

が特殊の地帯でありまして、大小麥を割當てて完全にとれるならば、もう今までにとつておるはずであります。しかるにその作付ではとうとうとれませんで、主として馬鈴薯をつくる。しかもこの馬鈴薯が端境期に相當重要な役割を務めておるといふことは、農林當局も御承知のはずであります。こういうような重大な種馬鈴薯の問題に對しまして、二百萬俵しかはいらないからこれで間に合わせろというような考案の方に對しましては、私も納得しがないのであります。この點に對する對策をまず第一番にお伺いいたしたいと思つてあります。

その次は今一番適期にはいつておりますところの種馬鈴薯の問題であります。この卵の公定價格が二圓五十五錢であることはだれも周知の事實であります。が、種卵に限りまして例外價格が大圓に認められておつたのであります。しかしそれは本年の四月をもつてその期日が切れたのであります。今日におきましては例外價格というものは一應ありません。ところがたま／＼この種卵をつくり出すには、雄を飼わなければならぬとか、あるいは雌を非常に選擇しなければならぬというやうな、いろいろむづかしい條件があります。に、露店で賣られる卵がずいぶん高い正機をつけて賣つておるにもかかわらず、種卵として取引される場合に普通卵の價格でやられるというところは、とうてい種馬鈴薯としての事業は成り立ちませんし、こういうやうなことを進めてまいりますと、種卵の全減を來すといふやうなことも考えられるのであります。これに對しまして例外價格を本年四月當時にさかのぼつておさだめに

なる意向があるかどうか、なおまた物價もその後非常に騰貴いたしておりますので、これに對してはこの六圓をすえおくのか、あるいはもう少し上まわらせるお考えがあるかどうか、この點をお伺いしたいと思つてあります。

をもちてきたい。しかしながらそれに對しましては北海道の食糧をそれだけ割くことになりまして、内地からそれに相應するところの食糧を送らなければならぬのであります。その送る食糧といたしまして、さつまいもを見返りとして大體二百五十萬貫程度のものを送らうということをお計をいたしております。なおさつまいもの出荷の問題につきましては、これから具體的に關係縣とそれ／＼打合わせることになつておりますので、その分が確定しなければ、なお北海道から追加してもつてくる分の數量は確定する見込がない次第でございます。

○郷説明員 種馬鈴薯の點につきましてちよつとお答えいたしたいと思つては、御質問の通り本年は二百萬俵ということにいたしております。これは大體昨年程度、二百三十萬俵程度は北海道からもちてくるということ、北海道内における種芋の生産についても準備を進めておつたのであります。が、やはり東北における水害に引續いて、道南一帯の種馬鈴薯地帯にもやはり雨のために馬鈴薯の疫病が相當發生いたしまして、その結果やはり内地同様北海道における種馬鈴薯も減産のやむを得ない結果になつたのであります。

○大島(義)委員 たいへん意外の御説明を承つたのであります。私が最初農林省に参りまして説明を伺つたときには、北海道においては種芋は餘つていゝ。仕方がなくてこれを糞粉にする計畫を農林省でも立っている。ただ輸送の面においてどうにもならぬからできないのだ、ということをおつたのであります。ただいまのお答えによりまして、種芋がない、種芋が不足だということでありまして、これはきよに限りませんから、もう少しよくあなたの方でお打合せの上で、明確なお答えを願いたいと思つてあります。なおまた輸送の面で行き詰まつていゝことをそのとき伺つたのであります。今海上トラックというものは相當日本にはあるはずであります。この海上トラックの動員をいたしますならば、三十萬や五十萬の種芋はいくらぬといふことはないであります。現にわれ／＼の手もとまでも海上トラックの申込が來ております。もう少し當局も親切にさういふ間違ひのないようにお答えを願いたい

と思つてあります。前の諸課長さんのお答えは、種芋が餘つて、輸送の面だけで行き詰まつて、仕方がないから、これを糞粉にしてしまふといふ答えを得ております。どうぞもう少し打合わせ、ほんとうのことをお答え願いたいと思つてあります。

ばさやうなことはありませんが、許可を嚴重にいたしておるときに許可をするといふことになりまして、その許可といふものが、言いかえると政府の保證、政府が裏書をしておる、こういうやうに當然相なりますので、そこで實際はもう少しゆるやかに許可をいたすべきものであらうと考えますが、事實上許可をするには相當のこゝにある程度の手續を踏まなければならぬ。従つて私は以上指摘いたしました四つの肥料については、實地試験を行ひまして、實地試験の結果、明らかに農林大臣みずからいい、こういう認識を得ました場合においては、具體的な許可の方針に向つて相當に考えたい。かやうに考へておるのであります。なおその餘の細かい具體的な内容についての御質疑でありますならば、農政局長より答辭いたさせます。

○中垣委員 日糧外の問題であります。食糧の増産に肥料の必要なことは論ずるまでもないことであります。かねて販賣禁止となつておりました太陽菌が、肥料といたしまして農作物に對して相當効果があることは、すでに確認されておることでありまして、大臣はこの問題につきまして善處中なるがごとく承つておるのであります。近い將來にこの太陽菌の販賣がどうなるかといふことについてその御計畫があれ、それをお聴きしたいのであります。

○中垣委員 日糧外の問題であります。食糧の増産に肥料の必要なことは論ずるまでもないことであります。かねて販賣禁止となつておりました太陽菌が、肥料といたしまして農作物に對して相當効果があることは、すでに確認されておることでありまして、大臣はこの問題につきまして善處中なるがごとく承つておるのであります。近い將來にこの太陽菌の販賣がどうなるかといふことについてその御計畫があれ、それをお聴きしたいのであります。

○平野國務大臣 現在私の手もとえいゝる議題となつておりますものとしましては、いわゆる酵素肥料、あるいはイー・ビー肥料、あるいは太陽菌、バクテリア肥料、こういう同じやうな系統に屬する、抽象的に言う酵素肥料と申しますか、バクテリア肥料、こう名づけるべきものが四件ほど、しかも具體的にその能率を示されまして、これに對する許可を申請されておることは事實であります。私といたしましては、現在の食糧増産の重大性に鑑みまして、眞に必要な肥料についてはこれを許可するのは當然であると考へるものであります。しかし政府が許可をするといふことになるについては、それ相當のやはり具體的な順序を要するものであります。これが許可制度でなければ

○森(幸)委員 この機會に一應承つておきたいことがあるのであります。すでに早場米も調製が進んでおる地方もあるものであります。食糧事情から申しまして、一日も早く早場米の供出をしてもらうやうに政府としても望んでおられます。われ／＼國民の一員としてたしなめて、ぜひ早場米の食糧救済の努力を要請したいと思つておるのがあります。それについてわれ／＼の食糧對策議員連盟といたしまして、近く早場米の地方へ向いて御相談をいたしたいと考へておるのであります。この新米に對する價格が一向にきまつておらないのであります。非常に農村にはいつてみまうと、いろいろ不安な氣持が醸されておる。この間井上次官が關西の方で話されたのでは、馬鈴薯の今同の値上げに比例して、パ

テ計算であれば千三百九十圓に米がなるというふうにお話になつたように新聞に出ておる。平野農相は二千圓ぐらいにはいたしたいと思うが、しかしこれもいろいろ事情があるからはずきりこれはきめることができないというやうなこともお話になつております。

また安本長官といたしましては、ちよとど井上君の意見の出た同じ日の新聞に、米價は最も重大なものであるから、さうな簡單にはきめることはでき得ないと發表されているのであります。ああいう新聞記事を見ますと、生産者の立場としては、非常に新米に對し不安に思つておるのであります。政府は速やかに大體の價格をきめて、千五十圓を前渡ししたとして、決定の上においては追加支拂をするというやうなことも發表されておるのであります。が、昨年の例から見しても、大體の米價をおきめる時期ではないかと思ひます。平野農相大臣として、どういふふうに米價に對するお考えをもつておられるかということ、この際至急に世間に知らせてもらいたいと思ひます。

それから馬鈴薯、麥の超過供出報奨に對して、二倍あるいは三倍というやうな話も一時政府の方針として發表されたのであります。しかし豫算等の事情によつてこれは中止されたのであります。が、これまた今度の肥料の報奨によつて、麥一俵に窒素肥料四圓目というところにこれをかえたという發表があつたのであります。はたしてそういうふうなことに變更されたのであります。が、そうしまして二十二年度の後期の肥料生産であります、前期の肥料はすでに七月で生産が終つております。

し、また八月以後の後期は中途にありますが、どれだけの肥料が確保されるかはまだ未知数であります。が、大體前半期の七月までの能力によつて推算すれば、後期の生産量もほぼわかると思ひますが、麥の供出に對して四圓目の報奨肥料をやるといふやうなことを發表されましたが、一體農林省といたしましては、どれだけの窒素肥料を確保する確信をもつておられるのかということであり、申し上げるまでもなく肥料は商工省の生産責任になつておりますので、農林省といたしましては報奨物資にも欲しい、あるいは段當り基準としての肥料も確保したい。なるべくなら二百二十萬トンの窒素肥料は確保したいといふお考えがあることはもちろんであります。が、今日商工省の所管しております製造工場の能率では、その二百二十萬トンはとうていでき得ないのであります。従つてわれ／＼もこの報奨用に肥料を使われることは困る。これは全然やめて、肥料は土地によつて配給するのだ、理想通りに肥料が生産されない今日、乏しい肥料であるから報奨にまわさずして、これを段別によつて割當するようにしてもらいたいといふ各委員の御希望もあるわけであり、しかし今までの報奨用として肥料をまわされることになり、製造の能力をはつきりおつかまへになつての上のお考えであるか、この點をはつきり伺つておきたい。そうしないと、また農村が、報奨にや／＼と言われた肥料がこなくて、だまされたやうな氣持になつては氣の毒でありますから、この報奨用に使われる肥料がはつきりと農林省として確保されておるかという、こ

の二つの點を承りたい。

○平野國務大臣 米價の問題のことです。ありますが、これは新聞によつて各角度から數字まであげて、報道せられておることが、農村において種々な影響があるといふ點については、御指摘の通りであると考えております。しかしこの問題はわれ／＼としてはそのときその場合においていろいろ意見を述べなければならぬので、また逆に言えば、相手の方から具體的數字をあげて、千八百圓ではどうか、二千圓ではどうか、二千六百圓ではどうか、こういうやうな數字をあげての御質問等については、またそれ／＼の答えをしなければならぬと思ひます。それが新聞にいろいろ報道せられておりますので、この點はいろいろな立場を御了承願ひたいと思ひます。

そこで、一體いついかなる米價をきめるかという點については、私としてはなるべく早く決定をいたしたい。これは農林大臣として當然であります。しかし森君もよく御承知の通り、米價の決定は毎年いろいろ複雑な事情があつて、決定するときからそこになお相當に日時を要するのであります。實際上の米價の決定は物價廳にありますので、農林大臣としてはこの點について物價廳と結論がつかない限りにおいては、何日ということをし上げるわけにまいらないのは遺憾であります。ただ現在の見通しを申し上げます。すなわち、大體今月いっぱいには新米價を決定したい。内閣におきましても大體さうな方針で現在進んでおります。こゝろ申し上げてよろしいと思ひます。

物價廳等においては、それ／＼その立場から、米價をある程度まで安くきめる。特に安くきめるという意味ではないが、米價を高くすればすべての物價が高くなるという意味から、米價については相當に消極的であるといふ點、またその立場において了承をしなければならぬ點もありますが、農林大臣といたしましては、現在の農村の供出意欲を冷却するやうな米價を決定したくない。少くとも供出が完遂せられて、配給がうまくいく。配給がうまくいくことによつて國民生活は安定する。國民生活が安定することによつて物價も安定する。そういうやうに考えております。私としては、農民の生産意欲を冷却するやうな米價にはいたしたくない。これは私の信條といたしまして、相當に盡力をいたしておるのであります。このことは見ようによれば、農林大臣は相當高米價を主張しておるといふことにもなりましよう。私はずいぶん高米價を主張して、むづみに農民に迎合して高い米價をもつて足れりとするものではないとせん。供出を完遂する上において、農民が相當に了承せられる程度の米價を農林大臣は主張し、しかしてその線に沿うやうに努力するといふことは、供出の任に當つておるところの所管大臣として當然の義務であると考えて、米價については、私といたしましてはさうな趣意のもとに現在考えておるといふことを申し上げておきます。具體的な金額につきましては、現在は價格決定のほとんど前夜にあるくらいでありますので、この際數字を言うことは、いろいろな意味において誤解を受けますので、これは避けることといた

したい、かよう考えます。

第二點は麥の報奨物資として肥料を四圓目出す、こゝういふことはあてがはつてやつておるのかどうか、こゝういふ點であります。これももちろんあてがはつてやつておるのであります。が、買めつぱうにあるかないかわからぬのに四圓出すといふことをきめたのでは、従つて麥につきまして、當然現在約束しておりますところの報奨物資については、完全にこれを實行するだけの用意があるのであります。さて來年度の肥料問題であります。が、本日當はこゝに肥料の數字をもつておりません。熱縮であります。が、大體水田について五萬五百、こゝういふ數字を目標として聲明いたしておりますことは、これはまた生産目標といたしましては相當にあてがはつておるのであります。最近の數字によりますれば、六月といふ月において、月産約七萬トンの生産をもつておるといふこの事實は、大體において年産百萬トンの近いところの生産に到達し得る硫安製造の大體の目標を明らかにしている。またあらゆる生産の中において、今硫安の工場だけはとにかく上まわつておる。この上まわつておることについては、あらゆる資材を優先して肥料工場に重點的に配給をなしておるとともに、肥料製造工場の勞務者に對しては、その勞務加配を政府直配において眞先に斷行いたしました。この點については十分對策を立ててあるので、硫安の製造については相當に上まわつておることを、今日われ／＼は喜んでおる。その他の重要な化學肥料につきましては、今日具體的な數字はもつておりませんが、石灰窒素、磷酸カリ等につきましても上乗の

上まわりをしてるのであります。来肥料年度については、相当期待に副い得るよういたす自信をもつて具體的計畫を立てておきます。肥料の報奨政策についてはあてがえないわけではないといふことをこの際明言しておきます。

○森幸委員 肥料の確保について明らかに聲明せられましたことを實に力強く感ずる次第でございますが、早場米につきましては、九月中の供出は四百圓であるが、十月十日までは三百圓、二十日までが二百圓というふうなことが一時關西の新聞に載つた事實があります。そこで早場米供出に對し、特別な價格の報償といふことを多少とも考へておられるかどうか、この點ひとつ承りたいと思ひます。

なお井上君のお話のあつた千三百九十圓、これは一つの荒唐無稽なことでありまして、お答えを願ひたいと思ひます。

○井上政府委員 私が大阪で新聞記者の質問に對してお話をいたしましたことがはからず新聞の一部に載りました、非常に各方面にいろいろな問題を起しておるのでありますが、私はかような數字を新聞記者に正式に發表したことはありません。ただ現在の米價をどういふ方式によつて政府はきめようとするのかという質問がありましたので、それは他の一般物價と同じように、昭和九年から昭和十一年にかけての平均指數を出して、本年の春麥、馬鈴薯の生産者價格を大體決定をしたといふこの方式に則つて、新米價といふものも算定されるのじやないか。ただそのときの事情とこの十一月のとき秋という事情とは、いろいろな關係にお

いて違ふのであるから、今日米價を何にきめるかといふことを、ただちに具體化するといふことは、農家の立場からすると消費者の立場からもきわめて慎重を要する問題である。私はこのいふ話をしたのであります。従つてそのときの話は、いわゆる當時の米價がこれ／＼で、それから米價がかりに四十八倍なら四十八倍値上りしたといふ算定をするならば大體これ／＼になるという話だといふ質問がありましたから、それはあなたの方御隨意の計算で、私自身としては政府の責任者でありますから、具體的な數字をこの際申し上げるわけにはまいりません。こういうことで會見を終つたのであります。私自身が數字を正確にこうだとか、また物價はこういふ方式で計算を發表したのだといふようなことを、私が公式に發表したものでありませぬ。ただ米價算定の基礎的な調査について話をいたしましたので、それに新聞社が自分の考へ方を多分に織り込んで米價の決定數字を發表しておる。こういうことになつてゐるのであります。その點は誤解のないように願ひたいと思ひます。

○平野國務大臣 實は早場米の問題については、本日この委員會終了後、委員長の許可を得まして本日決定をいたしました早場米の獎勵金の内容を本委員會を通じて發表したい。こう思つておつたのであります。ただいまちようど御質問もありましたこの機會に、一つ發表することをお許しを願ひたいと思ひます。

これは本日決定をいたしました早場米獎勵金の數字であります。九月十日まで一石の獎勵金が五百圓、十月十日まで一石四百五十圓、十月二十日まで一石三百圓、十月末日まで一石二百圓、このいふことを本日決定をいたしました。なおこれについて少し御説明いたしたいと思ひますが、この五百圓、四百五十圓、三百圓、二百圓といふ數字は現在獎勵金として決定したのであります。ところが、とりあへず今供出をせられた人に對して渡します金は、九月末日までについて三百圓、十月十日までについて二百七十五圓、十月二十日までについて二百圓、十月末日までについて百圓、かような内拂いをいたしました。この内拂いとともには暫定米價と稱しますところの假拂いである千五百圓を加えて早場米のとりあへずの獎勵金として出すのであります。従つて百パーセントに達しましたときに、前段にあげます五百圓、四百五十圓、三百圓、二百圓、こういう數字に到達する。かような二段拂いになりますので、この點についてはいろいろ御議論のあることと思ひますが、早場米の獎勵金を五百圓、四百五十圓、三百圓、二百圓と決定することについては、この段階を履かなければならなかつた事情について一つ御了承願ひたい。

甘藷につきましては、九月二十五日まで十貫當り五十圓、十月五日まで三十圓、十月二十日まで十圓、甘藷の方は内拂いはありません。結論として申し上げますと、この獎勵金を交付すべき早場米といつたしましては四百萬石を想定いたし、甘藷は一億五千萬石、この所要經費をいたしまして負擔いたすべき金額は約十四億圓、かように想定いたしておるのであります。これは本日決定をいたしました公表いたしましたものであります。ただいまの森君への御答辭に代へましてこの機會にこれを發表したいと思ひます。

○森幸委員 そうしますと、百パーセント出た場合に五百圓といふのであります。なお井上政務次官に私申し上げたいと思ひますのは、誤解しないようにと仰しやつたただいまの御心情はよくわかりました。わかりましたけれども、新聞を見ますと、はつきりあなたがお話になつたように載つております。それでそれから非常に生産者は、安いいことを政府委員が話したといふので、たちまち非常に心配いたして、ばかにするな、物を上げておいて千三百九十圓とは何を言つておるのだと、非常に不満の聲がある。もしあなたが今お話のようなことであるといたしますならば、まだ關西におられたのであるから、ただちに相當の手配を新聞社になさることがよかつた。どうかひとつ責任ある位置の方として、慎重にすべての行動をお願いしたいと思ひます。

○野澤委員 成瀬君。供出に關する緊急質問を簡單に許します。

○成瀬委員 供出意欲を冷却するといふような大臣のお話が今ありました。過般來地方に歸りまして徳島縣の養蠶農家に會つたところ、これはあるいは全國百五十萬養蠶農家に關係することであるから、その間の研究はできずありませんけれども、春蠶が未だに清算せられていない。これに對して農民、養蠶農家が非常に不満の意を表わしておつたのであります。それから上京の途中、縣の農會の養蠶課長と會ひましてその點を研究してみますと、漸く農林省の方できまつて、今支拂を開始いたしておるといふことであります。

すので、多分今明日ころは各養蠶家の手もとに春蠶の代金が支拂われておるかのようであるのであります。しかしながら春蠶を供出した場合と今日におけるところの貨幣價值の開き、それらの不利益に對して、農林省はいかにしてこの養蠶農家にこたへるところの誠意があるかといふ點を、重ねて附加して質問いたします。

さらに麥の供出に對するところの特例として、報奨物資として木綿を交付するといふことが、農民に對して一段と供出意欲を高揚せしめております。ところが最近になりますと、もう木綿がないから前だれとかあるいは軍手とかいふようなもので事足らしてまいりたい。まつたく農民をばかにしたやうなこれらの發表を見て、相當徳島縣において憤慨いたしております。こういうやうなことは、徳島縣のみならず他府縣にもあるやうに聞いております。か、かようなことでは、やはり舊態依然として正直者がばかを見る。農民をまつたくばかにしたところの扱い方があります。こういうことが現平野農林大臣のもとで行われるといふことは、絶対に何かの間違ひであるといふことは、強く否認してきただけであります。しかし現實の問題としては未だ手に渡つておらず、そういうた不渡手形の發行を今まさにせんといたしております。こういうことが農民に對してどれほど悪影響を與えておるかといふことは、長年の農民運動においてよく御認識のことと思ひますから、かようなことのないやうにお手配を願ひたい。以上附け加えておきます。

○平野國務大臣 養蠶農家に對する未拂金の問題については御指摘の通りで

ありまして、この點はまことに遺憾千萬と思つております。従つてこれは大體において現在對策を立てまして、今後かようなことのないようにするよう十分手配したいと思ひます。

第二の麥の供出についての報奨物資を、木綿をやるというて軍手にかえた、そういうことは絶対にありません。私は自分が麥、馬鈴薯の供出の任に當るようになって以來、いやくも報奨物資を發表する場合に、農林省自身が完全に手持でないものを言つてはいかぬ、これはつきりしておるのであります。もとより酒、タバコのように大藏省のあるものについては、こちらが買わなくてはつきり大藏當局と約束がついて大丈夫である。こういうものでなければ報奨物資としては扱われない。とにかくよそにあるようなものならば、農林省が食糧特別會計で買つてきて、農林省の所有になつてからでなければ言わぬ。もし商工省にあるとか、どつかに何かあるというところを引當てにして、いわゆる数字の上で騰貴版に刷るようなことは絶対にいかぬ。これを厳守いたしておりますから、成願御指摘のようなことはないはずであります。ただ、しいてあなたがそういうことをお聞きになるといたします

當局にお伺いしておきたいと思ひますことは、利根川水域の水害に對し、關係縣民は相當の被害をこうむつたやに聞き及んでおります。これに關しまして政府當局に相當資料も蒐集されたことと思ひますので、この機會に骨子だけでもよろしゅうございしますから御發表をお願いしたいと思います。

○平野國務大臣 本日本水害地には農林次官が見舞にまいつておるのでありますが、水害の正確なる数字の發表は明日の本會議において發表するようにと、こういうことがありましたので、現在この際發表すべき資料はまだ十分用意しておりませんので、これはむしろ明日の午後一時の本會議に十分調査をいたしまして發表をさしていただきたいかように思ひます。もとより何か具體的な質問がありますれば、知つてゐる部分だけはお答えてよろしいのでありますが農林省として正確にまだ發表すべき用意をしておりません。

(連記中止)

○野澤委員長 井上政務次官からこの際埼玉、群馬、利根川沿岸流域の被害のわかつてゐる程度のことを報告されるのでありますから、これを聴くことにいたします。

○井上政府委員 本日政務次官會議で内閣から發表されました今回の水害の十一時現在の被害状況について、關東地方の群馬、栃木、茨城、埼玉、これらの状況の報告を申し上げます。この報告は内務省に集まりました各縣からの報告を基礎にした報告であるのであります。

その概要を申し上げますと、人畜の被害のうち人については、死傷者總計千七百八十五名、うち死亡四百四十九

名であります。これを各縣別にいたしますと、群馬三百五十八名、栃木千三百八十二名、茨城十七名、埼玉十三名、うち死亡者が群馬二百七十七名、栃木九十一名、茨城四十名、埼玉十七名であります。家屋倒壊は群馬八百六十八戸、栃木三百六十戸、茨城九十戸、埼玉二百二十戸であります。流失は群馬千二百八戸、栃木六百十六戸、茨城百七十三戸、埼玉十二戸であります。

田畑の被害は、群馬五萬三千七百二十九町歩、栃木二萬七千二百四十町歩、茨城一萬四千七百八十八町歩、埼玉三萬六千六百四十六町歩という状況であります。なお山梨、福島、北海道その他各地に被害はわたつてゐるのであります。

なお鐵道の状況は、東京から水戸まで十八日中に開通、水戸以遠は十九日開通、東北本線開通不明、中央線二十日開通、上越線は二十二日開通、八高線は本日開通、以上のような状況であります。なお關東地方を襲いました水害の結果、本日葛飾の一部が決壊いたしました、江戸川區域に侵水を始めておるようであります。

なおこの水害のために東京都の食糧の事情に重大な影響をもつてまいることになりまして、御存じの通り東京都の食糧は外國食糧を主として現在配給いたしておる關係上、これらの食糧が群馬、栃木、埼玉、茨城等の製粉工場において加工いたしております關係上、これらの製粉工場の被害、それから東京都への輸送の關係等が重大な支障を來しまして、東京都の食糧配給の上に非常に大きな支障を來すことになりまして、政府といたしましてはさしあたり東京都の食糧の確保に對して萬金の手を打つ準備を一方進めておること

を御了承いただきたいと思います。
○野澤委員長 本日はこれで散會します。なお明日は午前十時から開會いたします。
午後三時五十二分散會